

五島市監査委員公表第14号

令和2年6月及び7月の例月財務監査の結果に基づく措置について、五島市長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により公表する。

令和3年5月7日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 荒尾正登

五島市監査委員 橋本平馬様
五島市監査委員 荒尾正登様

五島市長 野口市太郎

令和2年度例月財務監査結果報告（令和2年8～10月監査分）に係る
措置について

1 指摘事項

(2) 五島市中央公園市民体育館の光情報通信網設備に係る私用電気料について

平成31年4月1日に総務企画部情報推進課が所管していた光情報通信網設備を民間企業に譲渡したことに伴い、五島市中央公園市民体育館に設置している機器の私用電気料を算出するに当たり、地域振興部スポーツ振興課の認識不足により、これまで基本料金を電気使用量に応じ按分して徴収していない。その原因は、総務企画部情報推進課と光情報通信網設備が設置されている施設の所管部局において、情報共有が不十分であったことによるものである。

私用電気料の徴収に当たっては、公有財産貸付事務処理手順（平成25年2月7日付け24五財第1176号財政課長通知）に基づき、実費徴収となるよう基本料金についても電気使用量に応じて按分し、徴収すべきである。不足額1,011,206円について、速やかに追加徴収されたい。

また、光情報通信網設備を民間企業へ譲渡したことに伴い、私用電気料を徴収する必要が生じたものについて、調定の起票の遅れ及び算出誤りが複数見受けられるから、譲渡した光情報通信網設備の状況を速やかに確認の上、私用電気料について不足額がある場合は追加徴収するなど、適正に事務処理されたい。

【講じた措置】

[地域振興部スポーツ振興課]

平成31年4月から令和2年8月分の（株）五島テレビ私用電気料の不足額1,011,206円について、令和2年10月20日に（株）五島テレビに請求し、同年10月22日に市指定口座に振り込まれたことを確認しました。

また、令和2年9月分からは公有財産貸付事務処理手順に基づき、実費徴収となるよう、基本料金についても電気使用量に応じて按分し徴収しております。

[総務企画部情報推進課]

民間企業へ譲渡した光情報通信網設備のうち、市が私用電気料を徴収する必要がある設備について、公有財産貸付事務処理手順に基づき適正に処理されているか各施設所管部局へ確認を行いました。

支所庁舎に設備を設置している富江、三井楽、岐宿、奈留については、財政課が私用電気料の徴収を行っており、今回の監査の指摘を踏まえ適正かつ公平となる按分による算定の是正を行い、令和3年度4月請求（3月利用分）からは是正後の算出方法を適用します。算定の是正前の平成31年度及び令和2年度の私用電気料については、是正後の算出方法を用いた再計算及び不足等の追加徴収を財政課が行います。

教育委員会総務課が所管する玉之浦小中学校に設置している設備については、平成31年4月請求分から令和2年9月請求分までの期間で電気基本料金の不足額が生じていたことから令和2年10月に追加徴収を行っております。

教育委員会生涯学習課が所管する久賀出張所、椋島出張所の設備については、私用電気料について適正に処理されておりました。